十三　15.2を次のように改める。

15.2　額

(a)　国際出願手数料の額は、手数料表に掲げるとおりとする。

(b)　国際出願手数料は、受理官庁が定める一の通貨又は二以上の通貨（「所定の通貨」）のうちの一の通貨で支払う。この場合において、国際出願手数料は、受理官庁により国際事務局に移転されたときにスイスの通貨に自由に交換することができるものとする。事務局長は、スイスの通貨以外の通貨で国際出願手数料を支払うことを定めている各受理官庁ごとに、公式通貨が所定の通貨と同じ通貨である国の受理官庁又は19.1(b)の規定に基づき当該国のために行動する受理官庁と協議の上、その額を決定する。決定された国際出願手数料の額は、手数料表に掲げるスイスの通貨による額と端数のない数で等しい額とする。その額は、国際事務局が当該所定の通貨で支払うことを定めている各受理官庁に通知し、公報に掲載される。

(c)　手数料表に掲げる手数料の額が変更された場合には、所定の通貨による国際出願手数料の額は、改正された手数料表に掲げる額が適用される日から適用される。

(d)　スイスの通貨と所定の通貨との間における為替換算率が現在適用されている為替換算率と相違することとなる場合には、事務局長は、総会が定めた指針により、所定の通貨で新たな額を決定する。新たに決定する額は、公報に掲載された日の後二箇月で適用される。ただし、(b)の第三文に規定する受理官庁及び事務局長は、合意により、当該二箇月の期間内のいずれかの日を新たな額が適用される日として定めることができる。

十四　15.4を次のように改める。

15.4　支払期間及び支払額

国際出願手数料は国際出願の受理の日から一箇月以内に支払う。支払額は、当該受理の日に適用される額とする。

十五　15.5を削る。

十六　15.6中の「国際手数料」を、「国際出願手数料」に改める。

十七　16.1(f)を次のように改める。

(f)　調査手数料の支払期間及び支払額については、国際出願手数料に関する15.4の規定を準用する。

十八　16の2.1を次のように改める。

16の2.1　受理官庁による求め

(a)　受理官庁は、14.1(c)、15.4及び16.1(f)の規定に基づく支払時期までに手数料が当該受理官庁に支払われていないと認めた場合又は当該受理官庁に支払われた額が送付手数料、国際出願手数料及び調査手数料に不足すると認めた場合には、これらの手数料を賄うために必要な額及び、該当するときは、16の2.2の規定に基づく後払手数料を求めの日から一箇月の期間内に支払うよう出願人に求める。

(b)　削除

(c)　受理官庁は、(a)の規定に基づく求めを出願人に送付し、かつ、当該出願人が(a)に規定する期間内に支払うべき額（該当する場合には、16の2.2の規定に基づく後払手数料を含む。）を完全に支払わなかつた場合には、(d)の規定が適用される場合を除くほか、次の措置をとる。

(i)　第十四条(3)の規定に基づく宣言をすること。

(ii)　第二十九規則に定めるところにより手続をとること。

(d)　受理官庁が(a)の規定に基づく求めを送付する前に受領した支払は、14.1(c)、15.4又は16.1(f)に規定する期間の満了前に受領したものとみなす。

(e)　受理官庁が第十四条(3)に規定する宣言を行う前に受領した支払は、(a)に規定する期間の満了前に受領したものとみなす。

十九　16の2.2を次のように改める。

16の2.2　後払手数料

(a)　受理官庁は16の2.1(a)の規定に基づく求めに応じた手数料の支払には、後払手数料の受理官庁への支払を条件とすることができる。その額は、次のとおりとする。

(i)　求めにおいて特定された未払の手数料の額の五十パーセント

(ii)　(i)の規定に基づき計算された額が送付手数料より少ない場合には、送付手数料に等しい額

(b)　後払手数料の額は手数料表一に掲げる国際出願手数料の額（ただし国際出願の用紙が三十枚を超える場合の手数料を考慮に入れない）の五十パーセントを超えてはならない。

二十　17.1(a)を次のように改める。

(a)　第八条の規定により先の国内出願又は国際出願に基づく優先権の主張を伴う場合には、当該先の国内出願又は国際出願を受理した当局が認証したその出願の謄本（「優先権書類」）は、既に優先権書類が優先権を主張する国際出願とともに受理官庁に提出されている場合並びに(b)及び(b の2)の規定に従う場合を除くほか、優先日から十六箇月以内に出願人が国際事務局又は受理官庁に提出する。ただし、当該期間の満了後に国際事務局が受理した当該先の出願の写しは、その写しが国際出願の国際公開の日前に到達した場合には、当該期間の末日に国際事務局が受理したものとみなす。

二十一　17.1(b)の次に(b の2)として次のように加える。

(b の2)　受理官庁又は国際事務局が優先権書類を実施細則に定めるところにより電子図書館から入手可能な場合は、出願人は、次のいずれかの方法により優先権書類の提出に代えることができる。

(i)　受理官庁に対し、優先権書類を電子図書館から入手し、国際事務局に送付するよう請求すること。

(ii)　国際事務局に対し、優先権書類を電子図書館から入手するよう請求すること。

その請求は、優先日から十六箇月以内に行うものとし、また、受理官庁又は国際事務局は手数料の支払を条件とすることができる。

二十二　17.1(c)を次のように改める。

(c)　(a)、(b)及び(b の2)の要件のいずれも満たされない場合には、指定官庁は、(d)の規定に従うことを条件として、優先権の主張を無視することができる。ただし、指定官庁は、事情に応じて相当の期間内に出願人に優先権書類を提出する機会を与えた後でなければ、優先権の主張を無視することはできない。

二十三　17.1(c)の次に(d)として次のように加える。

(d)　指定官庁は、(a)に規定する先の出願が国内官庁としての当該指定官庁に出願されている場合又は当該指定官庁が実施細則に定めるところにより優先権書類を電子図書館から入手可能な場合は、(c)の規定により優先権の主張を無視することはできない。

二十四　17.2(a)中の「17.1(a)又は(b)」を、「17.1(a)、(b)又は(b の2)」に改める。

二十五　19.4(c)中の「15.4(a)から(c)まで」を、「15.4」に改める。

二十六　24.2(a)中の「4.9(a)の規定に基づいて指定された国及び、該当する場合には、4.9(c)の規定に基づいて確認された指定国」を、「指定官庁及び広域特許の付与の責任を有する指定官庁の場合には、その広域特許のために指定される締約国」に改める。

二十七　24.2(b)を削る。